

## 突発的水質事故等による水質異常時の対応に関する考え方（検討状況）

### 1. 検討の必要性

水道水は、飲用に適する安全な水でなければならないと同時に、市民生活に不可欠な生活用水である。平成 24 年 5 月の利根川水系のホルムアルデヒド前駆物質による水質事故の際には、浄水のホルムアルデヒド濃度が上昇し水質基準値を超過したため、千葉県内の水道事業者が給水を停止するに至り、87 万人の市民生活に大きな影響が生じた。この事故で給水停止の原因となったホルムアルデヒドの水質基準値は、長期的な影響を考慮し、かつ十分な安全係数を用いて設定されているものである。

また、平成 23 年 3 月に発生した東電福島第一原発からの放射性物質の大量放出事故への対応においては、飲用水は別途確保しつつ、摂取制限を行いながら給水を継続する措置が講じられた。

突発的な水質事故等により水質異常が生じた場合の対応については、「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（平成 15 年 10 月 10 日 健水発第 1010001 号厚生労働省健康局水道課長通知。以下「課長通知」という。）により示してきたところである。水道水は飲用のみならず、炊事、洗濯、風呂、水洗便所等に使用され、利用者の利便性の確保のみならず、都市機能や公衆衛生の維持に不可欠なものである。水道事業者等が課長通知に基づく対策を実施するにあたり、近年の水質事故等の経験を踏まえ、断水による影響も考慮し、摂取制限等の対応を行いつつ給水を継続することについて、選択肢として適切に判断できるよう、考え方をとりまとめる。

### 2. 検討にあたっての前提

水道事業者等は、水道法（昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。）に基づき、一般の需要に応じ、飲用に適する水を常時給水することが求められており、原水の水及び量、地理的条件、当該水道の形態等に応じた施設整備を行い、施設の管理及び運営、水質検査等を行う必要がある。また、原水の水質の悪化や突発的な水質事故等にあっても、必要な監視体制、浄水設備の高度化、配管のループ化、配水池容量の確保、緊急連絡管の整備等により、浄水の水質を含め給水への影響を最小限にとどめる必要がある。今回の検討は、このような措置の必要性を何ら変更するものではない。

また、水道により供給される水は、法第 4 条に掲げる要件を備える必要があり、具体的には「水質基準に関する省令」（平成 15 年厚生労働省令第 101 号。以下「基準省令」という。）により、水質基準項目及び基準値が定められている。これらの水質基準項目は、人の健康の保護の観点から設定されるいわゆる健康関連項目と、生活上の支障の観点から設定されるいわゆる生活関連項目とから成り、また、健康関連項目には、病原微生物に係る短期的な影響を考慮した項目と、長期的な影響を考慮した項目とがあり、それぞれの基準値の科学的な意味が異なることを理解する必要がある。

さらに、水道事業者等は、法第 23 条第 1 項に基づき、その給水する水が人の健康を害する恐れがあることを知ったときは、直ちに給水を停止しなければならないこととなっている。

なお、水質異常時の対応は、必ずしも一律に定まるものではなく、水質事故の状況、給水区域の規模や地域性に応じた摂取制限・給水停止による社会的影響、応急給水等代替手段確保の実現性、広報体制等を鑑み、水道事業者等が個別に判断する必要がある。

### 3. 摂取制限等を伴う給水継続の考え方

#### (1) 定義

突発的な水質事故等により、水道事業者等が最善の措置を講じてもなお一時的に、浄水中の有害物質の濃度が基準値を一定程度超過する場合において、水道事業者等が低減化対策を講じつつ、利用者に対して水道水の直接飲用を控えるよう広報し、あるいは煮沸勧告しつつ給水を継続することを、「摂取制限等を伴う給水継続」とする。

これは、水道の安全性を確保した上で給水停止を可能な限り回避することにより、利用者への負担を軽減するための手段であり、水道事業者等が安易に行うべきものではなく、これまでの水道事業者等の水道水への安全確保に対する取組を後退させるものであってはならない。

なお、水道事業者等が直ちに必要な改善を行い、摂取制限に至らず収束する場合や、生活関連項目及び病原微生物に係る項目については、ここでの検討対象から除くこととする。

#### (2) 摂取制限等を伴う給水継続の条件

- ① 平常時においては、水質基準を満たすものであること。
- ② 給水が継続される浄水は、誤って飲用しても直接的な健康への悪影響が生じるものではないこと。
- ③ 生活用水としての使用には支障のないものであること。
- ④ 摂取制限等について、利用者に対して適切な周知を行うこと。特に、乳幼児、妊婦、病院の入院患者など、特定の配慮が必要な集団に対する周知には十分配慮するものであること。
- ⑤ 水道事業者等は、直ちに原因究明及び必要に応じて低減化対策を実施すること。
- ⑥ 水道事業者等は、摂取制限等を実施するにあたっては、応急給水等飲用水の確保を行うこと。
- ⑦ 摂取制限等を解除するにあたっては、給水栓において、水質異常に係る項目について、水質基準に適合していることを確認すること。

#### (3) 健康影響の観点からの給水継続に関する指標

水道事業者が、摂取制限等を伴う給水継続を行うにあたっては、健康影響の観点から悪影響のないことを確認する必要がある。そのため、国は、短期的な摂取によっては健康影響の懸念がないレベルについて、情報を事前に整理し、給水継続に関する指標（仮称。以下「指標」という。）としてとりまとめる。

#### (4) 利用者への周知と飲用水の供給

摂取制限等を伴う給水継続を行う場合の水道水の水質は、誤って一定の期間に亘って飲用したとしても、直接的な健康への悪影響はないものであるが、利用者の安心確保とリスク低減の観点から、テレビ、ラジオ、広報車等を用いて周知する体制を整備すること。摂取制限を行う場合には、応急給水等により、利用者に対し、飲用水の供給体制を整備すること。

また、乳幼児、妊婦、病院の入院患者など、特定の配慮が必要な利用者に対する周知について十分配慮すること。

さらに、食品製造業等については、原料となる水の質にかかわることから、水質基準を超過する場合の対応についてあらかじめ周知するとともに、摂取制限等を伴う給水継続を行う際の適切な連絡方法を確立すること。

#### 4. 摂取制限等を伴う給水継続実施にあたっての留意点

摂取制限等を伴う給水継続を行う場合には、平常時において以下の課題について予め方針を定めておくことが必要であり、国及び水道事業者等において、さらに検討を進めていく。この際、中小規模の水道事業者による取組についても十分配慮する必要がある。

- ・迅速で周知徹底しやすい広報の方法
- ・摂取制限、給水停止の際の応急給水対策
- ・摂取制限解除の方法  
(全域一斉に解除するのか、濃度が基準値を下回った給水ブロックごとに解除か等)
- ・再発防止の観点から事後に取るべき措置(施設整備等)
- ・摂取制限等を伴う給水継続実施に関する平常時からの周知
- ・食品製造業、病院などへの対応の方法
- ・臨時モニタリングの実施方法
- ・摂取制限が発生した場合の水道料金の考え方
- ・業務を包括委託している場合における責任分担